

FDKグループ指定化学物質リスト

2024年2月8日（第21版）

FDK株式会社

製品含有化学物質 管理委員会

目次

1. 含有禁止物質

表 1: 含有禁止物質	3
表 1a: アゾ染料・顔料から生成されるアミン類	11
表 1b: オゾン層破壊物質	12
表 1c: ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品	17
表 1d: フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	18
表 1e: 含有禁止の除外用途	19
表 1f: 多環芳香族炭化水素(PAH)	24
表 1g: 欠番	
表 1h: ヘキサブROMOSHクドデカン(HBCDD)	25
表 1i: 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)の 含有禁止基準	26

2. 含有報告物質

表 2: 含有報告物質	28
-------------	----

3. 含有管理物質

表 3: 含有管理物質	50
表 3a: 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)	51

4. 製造時使用禁止物質

表 4: 製造時使用禁止物質	53
----------------	----

5. 電池に関する事項

表 5: 電池に関する基準	54
表 6: 電池本体に関する基準	54
表 7: EU RoHS 対象製品の 카테고리	55

【用語の定義】

- 含有** : 化学物質が意図的であるか否かを問わず、当社の調達品と製品及びそれらの包装材料に、添加、充填、混入（不純物も含む。）または付着することをいう。
（製造プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含む。）
- 含有率** : 化学物質の濃度で、単位は[ppm](質量比。1ppmは百万分の一)、または[wt%](質量比。1wt%は百分の一)等を用いる。
（各指定化学物質における含有率算出の考え方は、各表の注釈を参照すること）
- 意図的添加** : 化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、納入品の形成時に故意に使用すること
- 意図的添加禁止** : 技術的目的などで、意図的に物質を添加することを禁止する。
意図せず含有した物質は、並記されている含有率に従う。
- 均質材料** : 全体が均一な組成の1つの材料、または複数の材料の組み合わせからなり、ねじ外し、切断、破碎、粉碎、研磨加工などの機械的作用によって、異なる材料に分解または分離することができない材料
- 不純物** : 天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質
- 調剤** : 複数の物質からなる混合物または溶液(例: 接着剤、めっき液、塗料)
- 納入品** : FDKグループの製品を構成する全ての部品(原材料を含む)、副資材及び生産補助材
- 包装材料** : 当社製品のための包装、梱包及び荷造りなどの材料。
例として、ダンボール、インキ、塗料、包装用バンド、ラベル、接着剤等がある。
※出荷時に使用しないものを除く
- 副資材** : 製品を構成する、または機能を満たすために使用する材料。例として、粘着テープ、はんだ材料、接着剤、塗料(コーティング、めっきを含む)等がある。
- 生産補助剤** : 製品の機能と直接関係は無いが製品の製造過程で使用し、製品に付着されるもの。
例として、検査で使用したインキ(付着がある場合)、ラベル、仮固定用で使用したワックス/テープでの残留物質等がある。
- 化学品** : 化学物質及び/又は混合物
- 化学物質** : 天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物
- 混合物** : 二つ以上の化学物質を混合したもの
- 成形品** : 製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの
- 電気電子機器** : 正しく作動するために電流または電磁場に依存する機器、およびかかる電流および電磁場を発生、伝導、測定するための機器であって、交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを越えない定格電圧で使用するように設計されたもの(RoHS II 指令 2011/65/EU より)
- 構成成形品** : 製品を構成する最小単位の成形品
例) chemSHERPA(*1)記載の成分情報で、Article フラグ(*2)がついた成形品
*1) chemSHERPA: アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が提供する
製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム
<https://chemsherpa.net/>
*2) Article フラグ: chemSHERPA における EU REACH 規則の SVHC 分母に相当する、Article を識別する区分
- 電池** : 1個又は複数個の一次電池又は二次電池から構成され、外装、端子、表示などを備える電池。FDK(株)が販売し、市場で実用に供される形態の全ての部品が電池に含まれる。この部品としては、PTC 素子や温度ヒューズなどの保護素子及び機器との接続に用いるリード線、コネクタ、ネジ類なども含まれるが、実用にあって廃棄される包装材料などは含まれない。
- 購入電池** : FDK(株)が FDK(株)以外の電池製造者より直接又は間接に購入する全ての電池。
例) ボタン電池、リチウムコイン電池、マンガン乾電池、鉛蓄電池など
- 電池部材** : 電池を構成する部品及び材料。
包装材料は、5 項以外の要求事項に従う。

1. 含有禁止物質

表 1 : 含有禁止物質(注釈 1)

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
001	アスベスト類 Asbestos	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		REACH規則「制限」
002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が30ppm以下であること	アゾ染料・顔料のうち、アゾ基の還元切断により表1aのアミン類が生成されるものが対象。人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある皮革・繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	<包装材料> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料毎に4物質(注釈2)それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること <包装材料以外> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料質量中のカドミウム含有率が100ppm以下であること <電池本体> 5項参照	除外用途:表1e 054項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	REACH 規則「制限」 RoHS 指令 中国 RoHS
004	六価クロム化合物 Chromium (VI) Compounds	<包装材料> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料毎に4物質(注釈2)それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること <包装材料以外> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料質量中のクロム含有率が1000ppm以下であること <皮膚と接触する皮革製品、また皮膚と接触する皮革部材> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 皮革の合計乾燥重量当たり 3ppm未満であること <電池本体> 5項参照	054項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	RoHS指令 中国RoHS
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	<包装材料> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料毎に4物質(注釈2)それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること <包装材料以外> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は 均質材料質量中の鉛含有率が1000ppm以下であること。 ③ ①、②且つ子供が口に入れる可能性がある場合は、 成形品質量中の 鉛含有率が500ppm以下であること ④ ①、②、③且つ熱硬化性または熱可塑性コード/ケーブルの被覆は300ppm以下であること <電池本体> 5項参照	除外用途:表1e 054 項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない 子供が口に入れる可能性がある場合とは、1寸法が5cm未満、あるいはそのサイズで着脱可能または突出部位がある場合	REACH規則「制限」 RoHS指令 中国RoHS カリフォルニア州法「プロポジション65」

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
006	水銀／水銀化合物 Mercury/Mercury Compounds	<p><包装材料></p> <p>① 意図的添加禁止</p> <p>② ただし、不純物は均質材料毎に4物質(注釈2)それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること</p> <p><包装材料以外></p> <p>① 意図的添加禁止</p> <p>② ただし、不純物は均質材料質量中の水銀含有率が5ppm以下であること</p> <p><電池本体></p> <p>5項参照</p>		REACH規則「制限」 RoHS指令 中国RoHS カナダ法
007	オゾン層破壊物質 (CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等) Ozone Depleting Substances (CFCs, HCFCs, HBFCs, Carbontetrachloride, etc.)	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 製造工程中の付着・混入・生成禁止</p>	詳細物質：表1b	モントリオール議定書 EC No.2037/2000 EC No.1005/2009
008	PFOS／PFOS類縁化合物 PFOS and PFOS-related substances	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 製造工程中の付着・混入・生成禁止</p> <p>③ 下記の含有率・含有量であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 均質材料質量中の含有率：0.1wt%未満 化学品(インク/トナーなど)中の含有率：0.001wt%以下 コーティングされた均質材料中の含有量：1µg/m²未満 		POPs規則
009	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類) Polybrominated Biphenyls (PBBs)	<p><電池本体></p> <p>5項参照</p> <p><電池本体以外></p> <p>① 意図的添加禁止</p> <p>② ただし、不純物は均質材料質量中の含有率が1000ppm以下であること</p>		RoHS指令 中国RoHS
010	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類) Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	<p><包装材料></p> <p>① 意図的添加禁止</p> <p>② ただし、不純物は成形品質量中の含有率が500ppm以下であること</p> <p><包装材料以外></p> <p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 製造工程中の付着・混入・生成禁止</p> <p>③ ただし、不純物は均質材料質量中の含有率が1000ppm以下であること</p> <p><電池本体></p> <p>5項参照</p>		RoHS指令 中国RoHS POPs規則
011	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代替品 Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 製造工程中の付着・混入・生成禁止</p>	例：表1c	POPs規則
012	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類) Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 均質材料質量中の含有率が50ppm以下であること</p>		REACH規則「制限」
013	短鎖塩化パラフィン類 (C10-C13) Shortchain Chlorinated Paraffins	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 成形品質量中の含有率が1000ppm以下であること</p>		POPs規則 スイス法 ノルウェー法
014	三置換有機スズ化合物 (TBTOを除く) Tri-substituted organostannic compounds (except for TBTO)	成形品質量中のスズ含有率が1000ppm以下であること		REACH規則「制限」
015	トリブチルスズ=オキシド (TBTO) Tributyl Tin Oxide (TBTO)	<p>① 意図的添加禁止</p> <p>② 成形品質量中のスズ含有率が1000ppm以下であること</p>		化審法 REACH規則「制限」
016	フマル酸ジメチル (DMF) Dimethylfumarate (DMF) CAS No.624-49-7	成形品質量中の含有率が0.1ppm以下であること		REACH規則「制限」

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
017	ジブチルスズ化合物 (DBT) Dibutyltin compounds (DBT)	成形品中のスズ含有率が1000ppm以下であること		REACH規則「制限」
018	ジオクチルスズ化合物 (DOT) Dioctyltin compounds (DOT)	成形品中のスズ含有率が1000ppm以下であること	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合と、2成分室温硬化モールドキットとして使用される場合に適用	REACH規則「制限」
019	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6) Fluorinated greenhouse gases (HFC, PFC, SF6)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質:表1d 密閉式で対象物質の回収スキームが確立されている場合を除く	EU規則 No.842/2006
020	ホルムアルデヒド Formaldehyde	① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が75ppm以下であること	織物製品およびその部品に使用される場合のみに適用 054項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない。	オーストリア法 リトアニア法
021	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル) (TRIS) Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
022	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA) Tris(1-aziridinyl)phosphine oxide CAS No.545-55-1	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
023	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が1以上) Polychlorinated Naphthalenes (more than 1 chlorine atom)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 POPs規則
024	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
025	アルドリン Aldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
026	ディルドリン Dieldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
027	エンドリン Endrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
028	DDT Chlorophenothane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
029	クロルデン類 Chlordanes	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
030	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine and N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
031	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール 2,4,6-tri-tert-butylphenol	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 米国 有害物質規制法 (TSCA)
032	トキサフェン Toxaphene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
033	マイレックス Mirex	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
034	ケルセン(ジコホル) Kelthane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 トルコ法
035	ペルククロブタ-1,3-ジエン Hexachlorobutadiene (HCBD) CAS No.87-68-3	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 米国 有害物質規制法 (TSCA)
036	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) Phenol,2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6- bis(1,1-dimethylethyl)-; 2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert- butylphenol (UV-320)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
037	ペンタクロロベンゼン Pentachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
038	α-ヘキサクロロシクロヘキサン α-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
039	β-ヘキサクロロシクロヘキサン β-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
040	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
041	クロルデコン Chlordecone	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
042	ニッケル(CAS No.7440-02-0)/ニッケル 化合物 Nickel/Nickel Compounds	ステンレス鋼、ニッケル合金及びニッケルめ つきとしての使用禁止	腕時計のように皮膚と直 接かつ長時間接触する用 途	REACH規則「制限」
043	多環式芳香族炭化水素 (PAH) Polycyclic aromatic hydrocarbons	意図的添加禁止 下記の含有率以下であること ・ゴムまたはプラスチック構成 成形品 毎に 0.0001wt%	詳細物質:表1f 人体の皮膚または口腔内 に直接ならびに長時間ま たは短期間で繰り返し接 触する、下記部位に使用 されるゴムまたはプラスチ ック構成部品のみに適用 054項 発癌性物質、変異 原性物質、生殖毒性物質 (CMRs)で規定する条件 下で使用されるテキスタイル には適用されない	REACH規則「制限」
044	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その 塩、および PFOA 関連化合物 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts, and PFOA-related compounds	<成形品・混合物> ① 意図的添加禁止 ② 成形品質量中または混合物中の 含有 率 が25ppb以下であること。 PFOA関連化合物(注釈3)の場合、1つまた はその組み合わせで1000ppb以下であること	除外用途:表1e	REACH規則「制限」
045	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) Hexabromocyclododecane	<成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 均質材料質量中の含有率が0.01wt%以 下であること <化学品> 含有率が0.01wt%以下であること	詳細物質:表1h	POPs規則
046	エンドスルフアン Endosulfan	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中での付着・混入・生成禁止		化審法
047	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	<包装材> ① 意図的添加禁止 ② ただし、不純物は可塑化された材料中		RoHS指令 REACH規則「制限」

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
048	フタル酸ブチルベンジル (BBP) Butyl benzyl phthalate (BBP)	(注釈4)の、4物質それぞれの含有率の合計が1000ppm未満であること		
049	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) Dibutyl phthalate (DBP)	<包装材料以外> ① 意図的添加禁止		
050	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	② ただし、不純物は均質材料質量中の含有率が1000ppm以下であること <電池本体> 5項参照		
051	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル Pentachlorophenol, Pentachlorophenol-salts, Pentachlorophenol-esters	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 トルコ法
052	二塩化コバルト Cobalt dichloride	<シリカゲルおよびその他化学品> 含有率が0.01wt%未満であること		REACH規則「制限」
053	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノール A) 4,4'-isopropylidenediphenol(Bisphenol A) CAS No.80-05-7	<感熱紙> 感熱紙中の含有率が0.02wt%未満であること		REACH規則「制限」
054	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs) 詳細:表 1i Certain substances classified as carcinogenic, mutagenic or toxic for reproduction (CMR substances)	① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が表 1i の閾値未満であること	本項は、通常または合理的に予見可能な使用条件下において、衣服および履物と同程度で人間の皮膚と接触するテキスタイルに適用される	REACH規則「制限」
055	デカブロモ-1,1'-オキシビス(ベンゼン) Bis(pentabromophenyl)ether (decabromodiphenyl ether; decaBDE) CAS No.1163-19-5	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	以下の場合には、本項は適用しない。 ・再生プラスチック由来の含有で、且つ本表 010 項の条件を満たす	米国 有害物質規制法 (TSCA)
056	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) (PIP(3:1)) CAS No. 68937-41-7	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	以下の場合には、本項は適用しない。 ・接着剤およびシーラント用途(2024年7月5日まで)(注釈5) ・潤滑油およびグリース用途 ・再生プラスチック由来の含有	米国 有害物質規制法 (TSCA) 2025年1月5日 (注釈5)
057	ペンタクロロチオフェノール Pentachlorothiophenol (PCTP) CAS No.133-49-3	成形品質量中の含有率が1wt%以下であること		米国 有害物質規制法 (TSCA)

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
058	9～14 個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs)、その塩および C9-C14 PFCA 関連物質 Perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCAs), their salts and C9-C14 PFCA-related substances.	成形品質量中または混合物中において ・C9-C14 PFCA 及びそれらの塩の合計で 25ppb 未満であること ・C9-C14 PFCA 関連物質の合計で 260ppb 未満であること	2023 年 12 月 31 日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体については、2030 年 7 月 1 日以降適用する(注 5) 除外用途:表 1e	REACH規則「制限」 2030年12月31日 (注釈5)
059	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩、及び PFHxS 関連物質 Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS) including its salts and related substances	① 意図的添加禁止 ② 成形品質量中又は混合物中において ・PFHxS 及びその塩の合計で 25ppb 未満であること ・PFHxS 関連物質の合計で 1000ppb 未満であること		スイス法等
060	1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH) 炭素原子数が 16～35 の飽和炭化水素類鉱物油(MOSH) Mineral oil aromatic hydrocarbons (MOAH) comprising from 1 to 7 aromatic rings. Hydrocarbons saturated with mineral oil (MOSH) containing 16 to 35 carbon atoms.	<包装材および印刷物のインク中> ① 1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)は 1%以下であること ② 1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)および炭素原子数が 16～35 の飽和炭化水素類鉱物油 (MOSH)は 0.1% 以下であること ③ 3～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH)は 1ppm 以下であること	本項②③は、2024 年 7 月 1 日以降適用(注釈 5) (以下補足) ・包装材に貼り付けるラベルは対象 ・対象物品直接貼り付けるラベルは対象外 ・印刷物は紙が対象	フランス法 2025年1月1日 (注釈5)
061	4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノール S) 4,4'-sulphonyldiphenol(Bisphenol S) CAS No.80-09-1	<感熱紙> 感熱紙中の含有率が 0.02wt%未満であること。		スイス法
062	ハロゲン系難燃剤 Halogenated Flame Retardants	<電子ディスプレイの筐体およびスタンド> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中での付着・混入・生成禁止	除外項目は、Commission Regulation(EU)2019/2021 (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/2021)第 1 条参照	EU ErP指令

No	物質名(英語名を正式とする)	含有禁止基準	備考	主な引用法律
063	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ドデカクロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"TM) [個々の anti-および syn-の異性体、またはその組合せを含む] 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- Dodecachloropentacyclo [12.2.1.16,9.02,13.05,10] octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus"TM) [covering any of its individual anti- and syn- isomers or any combination thereof]	意図的添加禁止	2024年4月1日以降適用(注釈5)	EU POPs規則(予定) 2024年10月1日(注釈5)
064	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol(UV-328)	意図的添加禁止	2024年4月1日以降適用(注釈5)	EU POPs規則(予定) 2024年10月1日(注釈5)
065	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン 1,1,1-Trichloro-2,2-bis(4-methoxyphenyl)ethane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中での付着・混入・生成禁止	2024年4月1日以降適用(注釈5)	EU POPs規則(予定) 2024年10月1日(注釈5)

【表1に関する注釈】

1) 納入品は上記「含有禁止基準」を全て満足していること。

なお、「含有禁止基準」に数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

- 本項目において、含有率算出の分母は均質材料質量もしくは構成成形品質量であり、個々の物質においていずれを用いるかは表1の含有禁止基準の記載に準ずる。
- 複合物質または材料の場合には、次のものを均質材料とする。
 - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
 - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
 - 例) 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態
 - 樹脂ポリマーは、成形後の状態
 - ガラス及びセラミックの成型後の状態
 - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
 - 包装材の場合には、ダンボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

2) 包装材の場合の4物質:

カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、および水銀/水銀化合物

3) PFOA 関連物質:

PFOA に分解する物質で、構造要素の1つとして部分(C7F15)Cを持つ線状または分岐のペルフルオロヘプチル基を有する物質(塩およびポリマーを含む)を含む。

以下の関連物質は対象外

- ・C8F17-XでXがF(フッ素),Cl(塩素),Br(臭素)である。
- ・CF3 [CF2] n-R', R' =任意の基, n > 16によってカバーされるフルオロポリマー。
- ・過フッ素化炭素数8以上のペルフルオロアルキルカルボン酸(それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む)。
- ・過フッ素化炭素数9以上のペルフルオロアルカンスルホン酸及びペルフルオロホスホン酸(それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む)。
- ・本表 No.008 記載の PFOS/PFOS 類縁化合物。

- 4) 可塑化された材料とは以下の均質材料を意味する。
- 塩化ビニル(PVC)、塩化ポリビニリデン(PVDC)、ポリビニルアセテート(PVA)、ポリウレタン
 - シリコンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除くその他のポリマー(ポリマーフォーム、ゴム材料含む)
 - 表面コーティング、滑止めコーティング、仕上げ剤(finishes)、転写シート(decals)、印刷意匠
 - 接着剤、シーラント、塗料およびインク
- 5) 「備考」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。

表 1a : アゾ染料・顔料から生成されるアミン類

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene	60-09-3

表 1b : オゾン層破壊物質

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.	備考	
CFC 類 Chlorofluorocarbons	CFC-11	75-69-4		
	CFC-12	75-71-8		
	CFC-13	75-72-9		
	CFC-111	354-56-3		
	CFC-112		76-12-0	
			76-11-9	
	CFC-113		76-13-1	
			354-58-5	
			26523-64-8	
	CFC-114		76-14-2	
			1320-37-2	
			374-07-2	
	CFC-115	76-15-3		
	CFC-211		422-78-6	
			422-81-1	
			135401-87-5	
	CFC-212		3182-26-1	
		134452-44-1		
CFC-213		134237-31-3		
		2354-06-5		
CFC-214		29255-31-0		
		2268-46-4		
CFC-215		1599-41-3		
		76-17-5		
		4259-43-2		
		1652-81-9		
		812-30-6		
CFC-216	661-97-2			
CFC-217	422-86-6			
特定ハロン類 Halons	ハロン-1011(ブロモクロロメタン)	Halon-1011 (Bromochloromethane)	74-97-5	
	ハロン-1202	Halon-1202	75-61-6	注釈 1
	ハロン-1211	Halon-1211	353-59-3	
	ハロン-1301	Halon-1301	75-63-8	
	ハロン-2402		124-73-2	
		25497-30-7		
		27336-23-8		
テトラクロロメタン(四塩化炭素)	Tetrachloromethane (Carbon tetrachloride)	56-23-5		
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	1,1,1-Trichloroethane (Methylchloroform)	71-55-6		
ブロモメタン(臭化メチル)	Bromomethane (Methyl bromide)	74-83-9		
ブロモエタン(臭化エチル)	Bromoethane (Ethyl bromide)	74-96-4	注釈 1	
1-ブロモプロパン(臭化 n プロピル)	1-Bromopropane (n-propyl bromide)	106-94-5	注釈 1	
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)	Trifluoroiodomethane (Trifluoromethyl iodide)	2314-97-8	注釈 1	
クロロメタン(塩化メチル)	Chloromethane (Methyl chloride)	74-87-3	注釈 1	
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ジブロモフルオロメタン (HBFC-21 B2)	Dibromofluoromethane (HBFC-21 B2)	1868-53-7	
	ブロモジフルオロメタン (HBFC-22 B1)	Bromodifluoromethane (HBFC-22 B1)	1511-62-2	
	ブロモフルオロメタン (HBFC-31 B1)	Bromofluoromethane (HBFC-31 B1)	373-52-4	
	テトラブロモフルオロエタン (HBFC-121 B4)		Tetrabromofluoroethane (HBFC-121 B4)	306-80-9
			353-93-5	

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.	備考
トリブロモジフルオロエタン (HBFC-122 B3)	Tribromodifluoroethane (HBFC-122 B3)	353-97-9 677-34-9 7304-53-2	
ジブロモトリフルオロエタン (HBFC-123 B2)	Dibromotrifluoroethane (HBFC-123 B2)	354-04-1	
ブロモテトラフルオロエタン (HBFC-124 B1)	Bromotetrafluoroethane (HBFC-124 B1)	124-72-1	
トリブロモフルオロエタン (HBFC-131 B3)	Tribromofluoroethane (HBFC-131 B3)	420-88-2 598-67-4	
ジブロモジフルオロエタン (HBFC-132 B2)	Dibromodifluoroethane (HBFC-132 B2)	75-82-1 359-19-3	
ブロモトリフルオロエタン (HBFC-133 B1)	Bromotrifluoroethane (HBFC-133 B1)	421-06-7	
ジブロモフルオロエタン (HBFC-141 B2)	Dibromofluoroethane (HBFC-141 B2)	358-97-4	
ブロモジフルオロエタン (HBFC-142 B1)	Bromodifluoroethane (HBFC-142 B1)	420-47-3 359-07-9	
ブロモフルオロエタン (HBFC-151 B1)	Bromofluoroethane (HBFC-151 B1)	762-49-2	
ヘキサブロモフルオロプロパン (HBFC-221 B6)	Hexabromofluoropropane (HBFC-221 B6)	-	
ペンタブロモジフルオロプロパン (HBFC-222 B5)	Pentabromodifluoropropane (HBFC-222 B5)	-	
テトラブロモトリフルオロプロパン (HBFC-223 B4)	Tetrabromotrifluoropropane (HBFC-223 B4)	-	
トリブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-224 B3)	Tribromotetrafluoropropane (HBFC-224 B3)	666-48-8	
ジブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-225 B2)	Dibromopentafluoropropane (HBFC-225 B2)	431-78-7	
ブロモヘキサフルオロプロパン (HBFC-226 B1)	Bromohexafluoropropane (HBFC-226 B1)	2252-78-0	
ペンタブロモフルオロプロパン (HBFC-231 B5)	Pentabromofluoropropane (HBFC-231 B5)	-	
テトラブロモジフルオロプロパン (HBFC-232 B4)	Tetrabromodifluoropropane (HBFC-232 B4)	148875-98-3	
トリブロモトリフルオロプロパン (HBFC-233 B3)	Tribromotrifluoropropane (HBFC-233 B3)	421-90-9	
ジブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-234 B2)	Dibromotetrafluoropropane (HBFC-234 B2)	460-86-6	
ブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-235 B1)	Bromopentafluoropropane (HBFC-235 B1)	460-88-8 22692-16-6 26391-11-7 422-01-5 53692-43-6 53692-44-7 677-52-1 677-53-2 679-94-7	
テトラブロモフルオロプロパン (HBFC-241 B4)	Tetrabromofluoropropane (HBFC-241 B4)	148875-95-0	
トリブロモジフルオロプロパン (HBFC-242 B3)	Tribromodifluoropropane (HBFC-242 B3)	70192-80-2 666-25-1	
ジブロモトリフルオロプロパン (HBFC-243 B2)	Dibromotrifluoropropane (HBFC-243 B2)	431-21-0	

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.	備考
	ブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-244 B1)	Bromotetrafluoropropane (HBFC-244 B1) 679-84-5 19041-01-1 29151-25-5 460-67-3 70192-71-1 70192-84-6	
	トリブロモフルオロプロパン (HBFC-251 B3)	Tribromofluoropropane (HBFC-251 B3) 75372-14-4	
	ジブロモジフルオロプロパン (HBFC-252 B2)	Dibromodifluoropropane (HBFC-252 B2) 460-25-3	
	ブロモトリフルオロプロパン (HBFC-253 B1)	Bromotrifluoropropane (HBFC-253 B1) 421-46-5 460-32-2	
	ジブロモフルオロプロパン (HBFC-261 B2)	Dibromofluoropropane (HBFC-261 B2) 51584-26-0 1786-38-5 453-00-9 62135-10-8 62135-11-9	
	ブロモジフルオロプロパン (HBFC-262 B1)	Bromodifluoropropane (HBFC-262 B1) 111483-20-6 2195-05-3 420-89-3 420-98-4 430-87-5 461-49-4	
	ブロモフルオロプロパン (HBFC-271 B1)	Bromofluoropropane (HBFC-271 B1) 1871-72-3 352-91-0	
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-21	75-43-4	注釈 1
	HCFC-22	75-45-6	注釈 1
	HCFC-31	593-70-4	注釈 1
	HCFC-121	134237-32-4 354-11-0 354-14-3	注釈 1
	HCFC-122	41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1	注釈 1
	HCFC-123	34077-87-7 90454-18-5 306-83-2 354-23-4 812-04-4	注釈 1
	HCFC-124	63938-10-3 2837-89-0 354-25-6	注釈 1
	HCFC-131	27154-33-2 134237-34-6 359-28-4 811-95-0 2366-36-1	注釈 1
	HCFC-132	25915-78-0 1649-08-7 1842-05-3 471-43-2 431-06-1	注釈 1
	HCFC-133	1330-45-6 431-07-2 75-88-7 421-04-5	注釈 1
	HCFC-141	1717-00-6 25167-88-8 430-57-9 430-53-5	注釈 1

物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	備考
HCFC-142	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7 55949-44-5	注釈 1
HCFC-151	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	注釈 1
HCFC-221	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4	注釈 1
HCFC-222	134237-36-8 422-49-1 422-30-0 116867-32-4	注釈 1
HCFC-223	134237-37-9 422-52-6 422-50-4	注釈 1
HCFC-224	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5	注釈 1
HCFC-225	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2 2713-09-9	注釈 1
HCFC-226	134308-72-8 431-87-8 28987-04-4	注釈 1
HCFC-231	134190-48-0 421-94-3	注釈 1
HCFC-232	134237-39-1 460-89-9	注釈 1
HCFC-233	134237-40-4 7125-83-9	注釈 1
HCFC-234	127564-83-4 425-94-5	注釈 1
HCFC-235	134237-41-5 460-92-4 108662-83-5	注釈 1
HCFC-241	134190-49-1 666-27-3	注釈 1
HCFC-242	134237-42-6 460-63-9	注釈 1
HCFC-243	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5 116890-51-8	注釈 1
HCFC-244	134190-50-4 679-85-6 421-75-0	注釈 1
HCFC-251	134190-51-5 818-99-5 421-41-0	注釈 1

物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	備考
HCFC-252	134190-52-6 819-00-1	注釈 1
HCFC-253	134237-44-8 460-35-5 26588-23-8	注釈 1
HCFC-261	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3 127404-11-9	注釈 1
HCFC-262	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3	注釈 1
HCFC-271	134190-54-8 420-44-0 430-55-7	注釈 1

【表1bに関する注釈】

- 1) 表4において指定する製造時使用禁止物質から除く

表 1c : ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3 他
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン (DBBT)	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8

表 1d : フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)

物質名 (英語名を正式とする)		CAS No.	
PFC 類 PFCs (Perfluorocarbons)	四フッ化炭素 (パーフルオロメタン)	Carbon tetrafluoride (Perfluoromethane)	75-73-0
	パーフルオロエタン (ヘキサフルオロエタン)	Perfluoroethane (Hexafluoroethane)	76-16-4
	パーフルオロプロパン (オクタフルオロプロパン)	Perfluoropropane (Octafluoropropane)	76-19-7
	パーフルオロブタン (デカフルオロブタン)	Perfluorobutane (Decafluorobutane)	355-25-9
	パーフルオロペンタン (ドデカフルオロペンタン)	Perfluoropentane (Dodecafluoropentane)	678-26-2
	パーフルオロヘキサン (テトラデカフルオロヘキサン)	Perfluorohexane (Tetradecafluorohexane)	355-42-0
	パーフルオロシクロブタン	Perfluorocyclobutane	115-25-3
六フッ化硫黄 (SF6)		Sulfur Hexafluoride (SF6)	2551-62-4
HFC 類 HFCs (Hydrofluorocarbons)	トリフルオロメタン (HFC-23)	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
	ジフルオロメタン (HFC-32)	Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
	フッ化メチル (HFC-41)	Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3
	2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
	ペンタフルオロエタン (HFC-125)	Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC-134)	359-35-3
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
	ジフルオロエタン	Difluoroethane	25497-28-3
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	624-72-6
	トリフルオロエタン	Trifluoroethane	27987-06-0
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
	2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	2H-Heptafluoropropane (HFC-227ea)	431-89-0
	1,1,1,2,2,3,3-ヘプタフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3,3-Heptafluoropropane	2252-84-8
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
	ヘキサフルオロプロパン	Hexafluoropropane	27070-61-7
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,2,2-Pentafluoropropane	1814-88-6
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6

表 1e : 含有禁止の除外用途

表は、FDK 製品に該当する適用除外のみ収載している。

表中、除外用途の番号は RoHS 指令官報に記載されている適用除外の番号

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日 (注釈 1)	引用法律 (注釈 1)
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium /Cadmium Compounds	13(b) フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	<p>カテゴリ—8,9,11 に適用。</p> <p>有効期限： ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ—8 および 9</p> <p>・カテゴリ—8 の体外診断用医療機器</p> <p>・カテゴリ—9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ—11</p> <p>2024 年 1 月 21 日</p>	<p>EU RoHS</p> <p>2024 年 7 月 21 日</p>
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	6(a) 機械用鉄合金と亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35wt%以下の鉛	<p>有効期限： ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ—8 および 9</p> <p>・カテゴリ—8 の体外診断用医療機器</p> <p>・カテゴリ—9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ—11</p> <p>2024 年 1 月 21 日</p>	<p>EU RoHS</p> <p>2024 年 7 月 21 日</p>
		6(a) - I 機械用鉄合金に含まれる 0.35wt%以下の鉛、亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.20wt%以下の鉛	<p>・カテゴリ—1~7 および 10</p>	EU RoHS
		6(b) アルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	<p>有効期限： ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ—8 および 9</p> <p>・カテゴリ—8 の体外診断用医療機器</p> <p>・カテゴリ—9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ—11</p> <p>2024 年 1 月 21 日</p>	<p>EU RoHS</p> <p>2024 年 7 月 21 日</p>
		6(b)-I 鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	<p>・カテゴリ—1~7 および 10</p>	EU RoHS
		6(b) - II 加工用途のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	<p>・カテゴリ—1~7 および 10</p>	EU RoHS

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日 (注釈1)	引用法律 (注釈1)
		6(c) 銅合金に含まれる4wt%以下の鉛	有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		7(a) 高融点タイプのはんだ中の鉛(85wt%以上の鉛ベースの合金)	有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10(附属書Ⅲ24 の用途を除く) ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		7(c)-I コンデンサー用の誘電セラミック以外のガラス・セラミック(例えば圧電デバイス)、ガラス・セラミック複合材料中の鉛を含有する電気電子部品	有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10(34 の用途を除く) ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		7(c)-II 定格電圧 AC125V、DC250V 以上のコンデンサーの誘電セラミック中の鉛	7(c)-I と 7(c)-IV の用途には適用されない。 有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日 (注釈1)	引用法律 (注釈1)
		7(c)-IV 集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサー用の PZT ベースの誘電体セラミック材料中の鉛	有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		13(a) 光学用途使用の白色ガラス中の鉛	全てのカテゴリに適用。 有効期限: ・カテゴリ1~7 および 10 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		13(b) フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	カテゴリ8,9,11 に適用。 有効期限: ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>
		15 IC フリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛	カテゴリ8,9,11 に適用。 有効期限: ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリ8 および 9 ・カテゴリ8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリ9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリ11 <u>2024年1月21日</u>	EU RoHS <u>2024年7月21日</u>

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日 (注釈1)	引用法律 (注釈1)
		15(a) 少なくとも次の基準のうちの一つに適用されるIC フリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛 -90nm 半導体テクノロジーノード以上 -いずれの半導体テクノロジーノードにおいても 300mm ² 以上の単一のダイ -300mm ² 以上のダイか 300mm ² 以上のシリコンインターポザァを有する積層ダイパッケージ	カテゴリー1〜7 および 10 に適用。	EU RoHS
		34 サーマット型トリマーポテンショメーター素子に含まれる鉛	全てのカテゴリーに適用。 有効期限: ・カテゴリー1〜7 および 10 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリー8 および 9 ・カテゴリー8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリー9 の産業用監視および制御機器、およびカテゴリー11 2024年 1月 21日	EU RoHS <u>2024年 7月 21日</u>
		41 電気電子部品のはんだ、端子処理部、点火モジュールやその他電気電子エンジンコントロールシステムに使用されるプリント配線基板の端子部中の鉛で、技術的な理由で直接、もしくは小型の燃焼機関(指令 97/68/EC のクラス SH:1、SH:2、SH:3)のクランクケースかシリンダーに取り付けなければならないもの。	全てのカテゴリーに適用。 有効期限: ・カテゴリー1〜7 および 10、11 ・体外診断用医療機器および産業用監視および制御機器以外のカテゴリー8 および 9 ・カテゴリー8 の体外診断用医療機器 ・カテゴリー9 の産業用監視および制御機器 2024年 1月 21日	EU RoHS <u>2024年 7月 21日</u>
044	ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)、その塩、およびPFOA関連化合物 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds	写真用フィルムコーティング、および半導体製造におけるフォトリソグラフィー又はエッチング工程	2025年 1月 4日 から禁止	EU REACH 2025年 7月 4日

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日 (注釈 1)	引用法律 (注釈 1)
058	9~14 個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA _s)、その塩および C9-C14 PFCA 関連物質	写真用フィルムコーティング、および半導体製造におけるフォトリソグラフィー又はエッチング工程	2025 年 1 月 4 日から禁止	EU REACH 2025 年 7 月 4 日

【表1e1に関する注釈】

- 1) 「適用範囲と適用日」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)。「引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。
RoHSの適用除外のうち、日付の記載がないカテゴリーは、既に有効期限を超過したものであるが、法律上は更新内容の官報が公布されるまで有効であるため、FDK(株)に報告し、対応を協議する。

表 1f : 多環芳香族炭化水素(PAH)

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ベンゾ(a)ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)	50-32-8
ベンゾ(e)ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)	192-97-2
ベンゾ(a)アントラセン	Benzo[a]anthracene (BaA)	56-55-3
クリセン	Chrysen (CHR)	218-01-9
ベンゾ(b)フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)	205-99-2
ベンゾ(j)フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)	205-82-3
ベンゾ(k)フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)	207-08-9
ジベンゾ(a, h)アントラセン	Dibenzo[a,h]anthracene(DBAhA)	53-70-3

表 1g : 欠番

表 1h : ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane	25637-99-4
		4736-49-6
		65701-47-5
		138257-17-7
		138257-18-8
		138257-19-9
		169102-57-2
		678970-15-5
		678970-16-6
678970-17-7		
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
α -ヘキサブロモシクロドデカン	α -hexabromocyclododecane	134237-50-6
β -ヘキサブロモシクロドデカン	β -hexabromocyclododecane	134237-51-7
γ -ヘキサブロモシクロドデカン	γ -hexabromocyclododecane	134237-52-8

表 1i: 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs) の含有禁止基準

No.	物質名 (英語名を正式とする。)	閾値レベル (*1)	
1	カドミウムおよびその化合物 Cadmium and its compounds	カドミウム金属として 1ppm	
2	六価クロム化合物 Chromium VI compounds	六価クロムとして 1ppm	
3	ヒ素化合物 Arsenic compounds	ヒ素金属として 1ppm	
4	鉛およびその化合物 Lead and its compounds	鉛金属として 1ppm	
5	ベンゼン Benzene	5ppm	
6	ベンゾ[a]アントラセン Benz[a]anthracene	1ppm	
7	ベンゾ[b]フルオランテン Benz[e]acephenanthrylene		
8	ベンゾ[a]ピレン benzo[a]pyrene; benzo[def]chrysene		
9	ベンゾ[e]ピレン Benzo[e]pyrene		
10	ベンゾ[j]フルオランテン Benzo[j]fluoranthene		
11	ベンゾ[k]フルオランテン Benzo[k]fluoranthene		
12	クリセン Chrysene		
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン Dibenz[a,h]anthracene		
14	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン α α α 4-tetrachlorotoluene; p-chlorobenzotrichloride		
15	ベンジリジン=トリクロリド α α α -trichlorotoluene; benzotrichloride		
16	(クロロメチル)ベンゼン α -chlorotoluene; benzyl chloride		
17	ホルムアルデヒド Formaldehyde		75ppm
18	ジアルキル(C=6, 7(主成分), 8, 分岐型)=フタラート 1,2-benzenedicarboxylic acid; di-C 6-8-branched alkylesters, C 7-rich		1000ppm 個別、または本表(No.18~22)の他のフタレートとの組み合わせ、またはその他のフタレート(*2)との組み合わせ
19	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート Bis(2-methoxyethyl) phthalate		
20	ジイソペンチル=フタラート Diisopentylphthalate		
21	ジペンタン-1-イル=フタラート (DPP) Di-n-pentyl phthalate (DPP)		
22	ジヘキサン-1-イル=フタラート (DnHP) Di-n-hexyl phthalate (DnHP)		
23	1-メチル-2-ピロリドン (NMP) N-methyl-2-pyrrolidone; 1-methyl-2-pyrrolidone (NMP)	3000ppm	
24	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-dimethylacetamide (DMAC)		
25	N,N-ジメチルホルムアミド (DMF) N,N-dimethylformamide; dimethyl formamide (DMF)		

No.	物質名 (英語名を正式とする。)	閾値レベル (*1)
26	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン; C.I. ディスパーズブルー1 1,4,5,8-tetraaminoanthraquinone; C.I. Disperse Blue 1	50ppm
27	4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩 Benzenamine, 4,4' -(4-iminocyclohexa-2,5-dienylidenemethylene)dianilinehydrochloride; C.I. Basic Red 9	
28	C.I. ベーシックバイオレット 3 [ミヒラーズケトン(EC No. 202-027-5)を0.1%以上含有] [4-[4,4' -bis(dimethylamino)benzhydrylidene] cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride; C.I. Basic Violet 3 with ≥ 0,1 % of Michler's ketone (EC no. 202-027-5)	
29	4-クロロ-2-メチルアニリニウム=クロロド 4-chloro-o-toluidinium chloride	
30	2-ナフタレンアミン・酢酸 2-Naphthylammoniumacetate	
31	硫酸 2,4-ジアミノアニソール 4-methoxy-m-phenylene diammonium sulphate; 2,4-diaminoanisole sulphate	
32	2,4,5-トリメチルアニリン・塩酸塩 2,4,5-trimethylaniline hydrochloride	
33	キノリン Quinoline	50ppm

*1 金属換算の算出方法(参考)

例) 亜硫酸カドミウムのカドミウム金属換算

(亜硫酸カドミウムの含有量) × (カドミウムの原子量) ÷ (亜硫酸カドミウムの分子量)

= (亜硫酸カドミウムの含有量) × 112.4 ÷ 192.5

*2 EC 規則 No 1272/2008 (EU CLP 規則) の付属書 VI のパート 3 で危険有害性クラスが発癌性、生殖細胞変異原性または生殖毒性カテゴリー 1A または 1B に分類される物質を対象とする。

REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272>

【外部リンク】

2. 含有報告物質

表 2 : 含有報告物質

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
001	アントラセン Anthracene	120-12-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
002	4,4'-ジアミノジフェニルメタン (4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-MDA) 4,4'-Diaminodiphenylmethane (4,4'-MDA)	101-77-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
003	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
004	二塩化コバルト Cobalt dichloride	7646-79-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表 1 に示す二塩化コバルトの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
005	五酸化二ヒ素 Arsenic pentoxide	1303-28-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
006	三酸化二ヒ素 Diarsenic trioxide	1327-53-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
007	ムスクキシレン 5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (Musk xylene)	81-15-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
008	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	117-81-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
009	ヒ酸水素鉛 Lead hydrogen arsenate	7784-40-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
010	フタル酸ブチルベンジル(BBP) Benzyl butyl phthalate (BBP)	85-68-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
011	ヒ酸トリエチル Triethyl arsenate	15606-95-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
012	アントラセンオイル Anthracene oil	90640-80-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
013	アントラセンオイル、ペースト、軽蒸留分 Anthracene oil, anthracene paste, distn. Lights	91995-17-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
014	アントラセンオイル、ペースト、蒸留分 Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	91995-15-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
015	アントラセンオイル、アントラセンロー Anthracene oil, anthracene-low	90640-82-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
016	アントラセンオイル、ペースト Anthracene oil, anthracene paste	90640-81-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
017	コールタールピッチ Pitch, coal tar, high-temp.	65996-93-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
018	アルミノけい酸塩、 耐火セラミック繊維 Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、アルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書VIのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の3つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物やシリコン酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が ² 6 μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」
019	ジルコニアアルミノけい酸塩、 耐火セラミック繊維 Zirconia Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、ジルコニアアルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書VIのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の3つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物、シリコン酸化物、ジルコニウム酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が ² 6 μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na ₂ O+K ₂ O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」
020	2,4-ジニトロトルエン 2,4-Dinitrotoluene	121-14-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
021	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
022	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) Tris(2-chloroethyl)phosphate (TCEP)	115-96-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
023	アクリルアミド Acrylamide	79-06-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
024	トリクロロエチレン Trichloroethylene	79-01-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
025	ホウ酸 Boric acid	10043-35-3 11113-50-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
026	四ホウ酸二ナトリウム無水和物 Disodium tetraborate, anhydrous	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
027	七酸化四ホウ酸二ナトリウム水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物) Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	12267-73-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
028	硫酸コバルト(II) Cobalt(II) sulphate	10124-43-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
029	硝酸コバルト(II) Cobalt nitrate	10141-05-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
030	炭酸コバルト(II) Cobalt(II) carbonate	513-79-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
031	酢酸コバルト(II) Cobalt acetate	71-48-7	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
032	2-メトキシエタノール 2-Methoxyethanol	109-86-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
033	2-エトキシエタノール 2-Ethoxyethanol	110-80-5	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
034	酢酸 2-エトキシエチル 2-Ethoxyethyl acetate	111-15-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
035	フタル酸ヘプチルノニルウンデシ(DHNUP) 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11- branched and linear alkyl esters (DHNUP)	68515-42-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
036	ヒドラジン Hydrazine	7803-57-8 302-01-2 10217-52-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
037	N-メチル-2-ピロリドン 1-methyl-2-pyrrolidone	872-50-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1 054項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
038	1,2,3-トリクロロプロパン 1,2,3-trichloropropane	96-18-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
039	フタル酸ジヘプチル (DIHP) 1,2-Benzenedicarboxylic acid; di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich (DIHP)	71888-89-6	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1 054項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
040	ヒ酸カルシウム Calcium arsenate	7778-44-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1 054項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
041	1,1'-オキシビス(2-メトキシエタン) Bis(2-methoxyethyl) ether	111-96-6	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
042	ピクリン酸鉛 Lead dipicrate	6477-64-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1 の基準を満たすこと。 また表1 054項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
043	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-Dimethylacetamide (DMAC)	127-19-5	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
044	ヒ酸 Arsenic acid	7778-39-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
045	2-メトキシアニリン (o-アニシジン) 2-Methoxyaniline (o-Anisidine)	90-04-0	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
046	ヒ酸鉛 Trilead diarsenate	3687-31-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
047	1,2-ジクロロエタン(エチレンクロリド) 1,2-dichloroethane	107-06-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
048	4-tert-オクチルフェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl) phenol (4-tert-Octylphenol)	140-66-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
049	アニリンとホルムアルデヒドの重合体 Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline (technical MDA)	25214-70-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
050	フタル酸ビス(2-メトキシエチル) Bis(2-methoxyethyl) phthalate	117-82-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
051	アジ化鉛 Lead diazide, Lead azide	13424-46-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
052	2,4,6-トリニトロフェニルシノール鉛塩 Lead styphnate	15245-44-0	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
053	2,2'-ジクロロ-4,4'メチレンジアニリン(MOCA) 2,2'-dichloro-4,4'-methylenedianiline (MOCA)	101-14-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
054	フェノールフタレイン Phenolphthalein	77-09-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
055	トリエチレングリコールジメチルエーテル 1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	112-49-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
056	1,2-ジメトキシエタン 1,2-dimethoxyethane (ethylene glycol dimethyl ether, EGDME)	110-71-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
057	三酸化二ホウ素 Diboron trioxide	1303-86-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
058	ホルムアミド Formamide	75-12-7	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
059	メタンスルホン酸鉛(II) Lead(II) bis(methanesulfonate)	17570-76-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
060	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート 1,3,5-Tris(oxiran-2-ylmethyl)-1,3,5-triazinane-2,4,6-trione (TGIC)	2451-62-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
061	β -1,3,5-トリグリシジルイソシアヌル酸 (β -1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H・3H・5H)-トリオン) (β -TGIC) 1,3,5-tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione (β -TGIC)	59653-74-6	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
062	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン (ミヒラーケトン) 4,4'-bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone)	90-94-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
063	4,4'-ビス(ジメチルアミノフェニル)メタン(ミヒラーベース) N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylenedianiline(Michler's base)	101-61-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
064	[4-[[4-アニリノ-1 ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン ジメチルアンモニウムクロリド (C.I. ベーシックブルー-26) [4-[[4-anilino-1-naphthyl][4-(dimethylamino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C.I. Basic Blue 26)	2580-56-5	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が [§] 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
065	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C.I. ベーシックバイオレット 3) [4-[4,4'-bis(dimethylamino)benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C.I. Basic Violet 3)	548-62-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が [§] 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
066	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)-4''-(メチルアミノ)トリチルアルコール 4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol	561-41-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が [§] 0.1%(1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
067	$\alpha\alpha$ ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C.I.ソルベントブルー4) $\alpha\alpha$ Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4(phenylamino)naphthalene-1-methanol (C.I. Solvent Blue 4)	6786-83-0	構成成形品質量中の含有率が \geq 1000ppmを超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)またはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が \geq 0.1%(1000ppm)以上の場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
068	ペルフルオロトリデカン酸 Pentacosfluorotridecanoic acid	72629-94-8	構成成形品質量中の含有率が \geq 25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。』(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日 (注釈4)
069	ペルフルオロドデカン酸 Tricosfluorododecanoic acid	307-55-1	構成成形品質量中の含有率が \geq 25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。』(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日 (注釈4)
070	ペルフルオロウンデカン酸 Henicosfluoroundecanoic acid	2058-94-8	構成成形品質量中の含有率が \geq 25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。』(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日 (注釈4)
071	ペルフルオロテトラデカン酸 Heptacosfluorotetradecanoic acid	376-06-7	構成成形品質量中の含有率が \geq 25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。』(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日 (注釈4)
072	C,C'-ジアゼンジイルジメタンアミド Diazene-1,2-dicarboxamide (C,C'-azodi(formamide))	123-77-3	構成成形品質量中の含有率が \geq 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
073	ヘキサヒドロフタル酸無水物(1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[1]、 シス-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物(ヘキサヒドロフタル酸無水物)[2]、 ヘキサヒドロフタル酸無水物(トランス 1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[3] Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1] cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2] trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] 【注釈】個々のシス型[2]、トランス型[3]の同位体およびシス型とトランス型の全ての組み合わせ[1]が含まれる。	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
074	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[1]、 4-メチルシクロヘキサ-1,2-ジカルボン酸無水物(4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸)[2]、 1-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[3]、 3-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[4] Hexahydromethylphthalic anhydride[1] Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2] Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3] Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] 【注釈】個々の異性体[2]、[3]、[4](それらのシス型、トランス型のステレオ異性体を含む)および全ての異性体[1]が含まれる。	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
075	4-ノニルフェノール 4-Nonylphenol, branched and linear 【注釈】フェノールの 4 の位置に直鎖又は分岐の炭素数が 9 のアルキル基が共有結合した物質。UVCB と明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
076	エトキシ化された 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated 【注釈】明確に定義された物質、UVCB 物質は、ポリマー及び同族体を含む。	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
077	メトキシ酢酸 Methoxy acetic acid	625-45-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
078	ジメチルホルムアミド (N,N-ジメチルホルムアミド) N,N-dimethylformamide	68-12-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
079	ジブチルスズジクロライド (DBTC) Dibutyltin dichloride (DBTC)	683-18-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
080	一酸化鉛 (酸化鉛(II)) Lead monoxide (lead oxide)	1317-36-8	構成成形品質量に中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1 の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名 (英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
081	四三酸化鉛 Orange lead (Lead tetroxide)	1314-41-6	構成成形品質量に中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
082	ホウフッ化鉛 (四フッ化ホウ酸鉛(II)) Lead bis(tetrafluoroborate)	13814-96-5	構成成形品質量中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
083	炭酸鉛 (水酸化炭酸鉛(II)) Trilead bis(carbonate)dihydroxide	1319-46-6	構成成形品質量中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
084	チタン酸鉛 Lead titanium trioxide	12060-00-3	構成成形品質量中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
085	ジルコン酸チタン酸鉛 (三酸化ジルコニウムチタン鉛) Lead Titanium Zirconium Oxide	12626-81-2	構成成形品質量中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
086	ケイ酸と鉛の塩 Silicic acid, lead salt	11120-22-2	構成成形品質量中の含有率が1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
087	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドーブ) Silicic acid(H ₂ Si ₂ O ₅), barium salt(1:1), lead-doped 【注釈】「生殖毒性」Repr. 1A (GLP) 又はカ ゴリ 1 (DSD)の適正濃度限界を超えた鉛を 含有するもの。該当物質は EC 規則 No.1272/2008 のインデックス No.082-001-00- 6「鉛化合物」の分類に属する。	68784-75-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外 用途として使用の場合のみに適用。それ 以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
088	酸化プロピレン Methyloxirane (Propylene oxide)	75-56-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
089	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル (1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエ ステル、分岐および直鎖) 1,2-Benzenedicarboxylic acid,dipentylester,branched and linear	84777-06-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
090	フタル酸ジイソペンチル (DIPP) Diisopentylphthalate (DIPP)	605-50-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有 禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
091	フタル酸 N-ペンチル-イソペンチル(N-ペン チル-イソペンチルフタレート) N-pentyl-isopentylphthalate	776297-69-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
092	エチレングリコールジエチルエーテル (1,2-ジエトキシエタン) 1,2-diethoxyethane	629-14-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
093	塩基性酢酸鉛 Acetic acid, lead salt, basic	51404-69-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用 途として使用の場合のみに適用。それ以 外の用途では、「鉛化合物」として表1 の 基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
094	酸化硫酸二鉛 Lead oxide sulfate	12036-76-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用 途として使用の場合のみに適用。それ以 外の用途では、「鉛化合物」として表1 の 基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
095	[1,2-ベンゼンジカルボキシラト(2-)] ジオキソ三鉛 (ジオキソ(フタラト)三鉛) [Phthalato(2-)]dioxotrilead	69011-06-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用 途として使用の場合のみに適用。それ以 外の用途では、「鉛化合物」として表1 の 基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
096	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛 Dioxobis(stearato)trilead	12578-12-0	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
097	脂肪酸鉛塩(炭素数 C16-18) Fatty acids, C16-18, lead salts	91031-62-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
098	シアナミド鉛 Lead cyanamidate	20837-86-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
099	硝酸鉛 (硝酸鉛(II)) Lead dinitrate	10099-74-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
100	四酸化硫酸五鉛 Pentalead tetraoxide sulphate	12065-90-6	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
101	ピグメントエロー41 (C.I. ピグメントイエロー41) Pyrochlore, antimony lead yellow	8012-00-8	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
102	塩基性亜硫酸鉛 Sulfurous acid, lead salt, dibasic	62229-08-7	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
103	四エチル鉛 Tetraethyllead	78-00-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
104	三酸化硫酸四鉛 Tetralead trioxide sulphate	12202-17-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
105	二塩基性リン酸鉛 Trilead dioxide phosphonate	12141-20-7	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
106	フラン Furan	110-00-9	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
107	硫酸ジエチル Diethyl sulphate	64-67-5	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
108	硫酸ジメチル Dimethyl sulphate	77-78-1	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
109	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1, 3-オキサゾリジン 3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine	143860-04-2	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
110	ジノセブ (2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェノール) Dinoseb (6-sec-butyl-2,4-dinitrophenol)	88-85-7	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
111	4,4'-メチレンビス(2-メチルアニリン) 4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
112	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル (4,4'-オキシジアニリン及びその塩) 4,4'-oxydianiline and its salts	101-80-4	構成成形品質量中の含有率が [§] 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
113	p-アミノアゾベンゼン (4-アミノアゾベンゼン) (4-フェニルアゾアニリン) 4-aminoazobenzene	60-09-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
114	2,4-ジアミノトルエン 4-methyl-m-phenylenediamine (toluene- 2,4-diamine)	95-80-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
115	6-メキシ-m-トルイジン 6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine)	120-71-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
116	4-アミノビフェニル (ビフェニル-4-イルアミ ン) Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
117	2-アミノ-5-アゾトルエン (o-アミノアゾトルエン) o-aminoazotoluene (4-o-tolylazo-o- toluidine)	97-56-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
118	o-トルイジン o-toluidine	95-53-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
119	N-メチルアセトアミド N-methylacetamide	79-16-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
120	カドミウム Cadmium	7440-43-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の 除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」 として表1 の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
121	酸化カドミウム(II) Cadmium Oxide	1306-19-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の 除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」 として表1 の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁 止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
122	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO) Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	3825-26-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表1 のペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連化 合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
123	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオ ロオクタン酸) 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8- Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppm を超える ただし、表 1 のペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連化 合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
124	フタル酸ジペンチル Di-n-pentyl phthalate (DPP)	131-18-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表1 054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
125	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート 4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated 【注釈】フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組合せのどれをも含んでエトキシ化されたものを含む	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
126	硫化カドミウム Cadmium sulphide	1306-23-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
127	ダイレクトブラック38 Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C.I. Direct Black 38)	1937-37-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
128	ジヘキサノール-1-イル=フタラート Dihexyl phthalate	84-75-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表1 054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
129	2-イミダゾリジンチオン Imidazolidine-2-thione (2-imidazoline-2-thiol)	96-45-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
130	リン酸トリス(ジメチルフェニル) Trixylyl phosphate	25155-23-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
131	ダイレクトレッド 28 (3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホン酸ナトリウム)) Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28)	573-58-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
132	酢酸鉛(II) Lead di(acetate)	301-04-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表1の基準を満たすこと。 また表1 054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
133	塩化カドミウム Cadmium chloride	10108-64-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1の基準を満たすこと。また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
134	ジヘキシル(分枝、直鎖)=フタレート 1,2- Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	68515-50-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
135	過ホウ酸ソーダ無水物 Sodium peroxometaborate	7632-04-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
136	過ホウ酸ナトリウム Sodium perborate; perboric acid, sodium salt	15120-21-5 11138-47-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
137	フッ化カドミウム(II) Cadmium fluoride (CdF ₂)	7790-79-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1の基準を満たすこと。また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
138	硫酸カドミウム Cadmium sulphate	10124-36-4 31119-53-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1の基準を満たすこと。また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
140	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジ オクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スル ファンジイル)] ジアセタート<Diocetyl tin bis(2-ethylhexyl thioglycolate); 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4- dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4- stannatetradecanoate (DOTE)	15571-58-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
141	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オ キサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルとオクチルトリス(2-エチ ルヘキシルオキシカルボニルメチルチオ)ス タンナンの反応生成物; DOTE とMOTE か らなる反応物 Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl- 4,4- dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4- stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10- ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2- oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5- dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE)		構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
142	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン [1]、 5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン [2] [[1]及び[2]の立体異性体又はそれらの任意の組合わせを対象とする] 5-sec-butyl-2-(2,4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [1]、 5-sec-butyl-2-(4,6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [2] [covering any of the individual stereoisomers of[1] and [2] or any combination thereof]	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
143	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ C6-10 アルキルエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5)を含む場合) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル (0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)を含む場合) 1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0.3% of dihexyl phthalate (EC No. 201-559-5)	68515-51-5 68648-93-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
144	ペルフルオロノナン酸およびそのナトリウム塩及びアンモニウム塩 Perfluorononan-1-oic-acid and its sodium and ammonium salts	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	構成成形品質量中の含有率が ² 25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCA、その塩および C9-C14 PFCA 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。】(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日(注釈4)
145	ニトロベンゼン Nitrobenzene	98-95-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
146	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol (UV-350)	36437-37-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
147	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール 2,4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol (UV-327)	3864-99-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
148	1,3-プロパンスルトン 1,3-propanesultone	1120-71-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
149	ベンゾ(a)ピレン Benzo[a]pyrene	50-32-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1 に示す多環芳香族炭化水素(PAH) の禁止用途以外の場合に適用 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
150	p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール p-(1,1-dimethylpropyl)phenol	80-46-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
151	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩及びアンモニウム 塩 ノナデカフルオロデカン酸 アンモニウム=ノナデカフルオロデカノアート ナトリウム=ノナデカフルオロデカノアート Nonadecafluorodecanoic acid (PFDA) and its sodium and ammonium salts Nonadecafluorodecanoic acid Ammonium nonadecafluorodecanoate Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	335-76-2 3108-42-7 3830-45-3	構成成形品質量中の含有率が25ppb を超える ただし、表1の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用 2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体について、2030年7月1日まで適用する。】(注釈4)	REACH 規則 「制限」および「認可対象候補物質」 2030年12月31日(注釈4)
152	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖 [主にフェノールの 4 位の位置に、炭素数 7 の直鎖又は分岐型アルキル鎖が共有結合している物質で、個々の異性体やその組合せを任意に含む、UVCB 及び組成が特定されている物質を対象とする] 4-heptylphenol, branched and linear substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 7 covalently bound predominantly in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof	-	構成成形品質量中の含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
153	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノールA 4,4'-Isopropylidenediphenol;bisphenol A	80-05-7	構成成形品質量中の含有率が1000ppm を超える ただし、表1 に示す 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノール A の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
154	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒドおよび、4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖、の反応生成物 (RP-HP) [4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖を0.1%以上含有] Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5- dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP) with ≥0.1% w/w 4-heptylphenol, branched and linear (4-HPbl)	-	構成成形品質量中の含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
155	クリセン Chrysene	218-01-9	構成成形品質量中の含有率が1000ppm を超える ただし、CAS No. 218-01-9 は表1 No.43 に示す多環芳香族炭化水素(PAH) の禁止用途以外の場合に適用 また表1 No.054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名 (英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
156	硝酸カドミウム Cadmium nitrate	10325-94-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1 の基準を満たすこと また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
157	水酸化カドミウム Cadmium hydroxide	21041-95-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1 の基準を満たすこと また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
158	炭酸カドミウム Cadmium carbonate	513-78-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用。 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表1 の基準を満たすこと また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
159	ベンゾ(a)アントラセン Benz[a]anthracene	56-55-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える 表1 に示す多環芳香族炭化水素 (PAH) の禁止用途以外の場合に適用 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
161	水素化テルフェニル Terphenyl, hydrogenated	61788-32-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
162	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン Octamethylcyclotetrasiloxane (D4)	556-67-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
163	鉛 Lead	7439-92-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1e に示す鉛の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、鉛として表1 の基準を満たすこと。 また表1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
164	エチレンジアミン Ethylenediamine (EDA)	107-15-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
165	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)	540-97-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
166	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸 Disodium octaborate	12008-41-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
167	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート Dicyclohexyl phthalate (DCHP)	84-61-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
168	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン Decamethylcyclopentasiloxane (D5)	541-02-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
169	ベンゾ [g,h,i] ペリレン Benzo[ghi]perylene	191-24-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
170	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物 Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2 anhydride (trimellitic anhydride; TMA)	552-30-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
171	ピレン Pyrene	129-00-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
172	フェナントレン Phenanthrene	85-01-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
173	フルオランテン Fluoranthene	206-44-0	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
174	ベンゾ[k]フルオランテン Benzo[k]fluoranthene	207-08-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表1 に示す多環芳香族炭化水素 (PAH) の禁止用途以外の場合に適用。また表1 に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
175	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン 2,2-bis(4'-hydroxyphenyl)-4-methylpentane	6807-17-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
176	1,7,7-トリメチル-3-ベンジリデンビスシクロ [2.2.1]ヘプタン-2-オン 1,7,7-trimethyl-3-(phenylmethylene) bicyclo[2.2.1]heptan-2-one (3-benzylidene camphor; 3-BC)	15087-24-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
177	分岐及び直鎖型 4-ニルフェノールエトキシレート を0.1%以上含む垂リン酸トリス(4-ニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
178	4-tert-ブチルフェノール	98-54-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
179	2-メチルエチルアセタート	110-49-6	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
180	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロピオン酸の塩及びアシルハロゲン化物(個々の異性体やその組合せを任意に含む物質を対象とする)	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
181	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩 Perfluorobutane sulfonic acid (PFBS) and its salts	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
182	ジイソヘキシル=フタラート Diisohexyl phthalate	71850-09-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
183	2-メチル-1-[4-(メチルチオ)フェニル]-2-モルホリノプロパン-1-オン 2-methyl-1-(4-methylthiophenyl)-2-morpholinopropan-1-one	71868-10-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
184	2-ベンジル-2-(N,N-ジメチルアミノ)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン 2-benzyl-2-dimethylamino-4'-morpholinobutyrophenone	119313-12-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
185	N-ビニリミダゾール 1-vinylimidazole	1072-63-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
186	2-メチル-1H-イミダゾール 2-methylimidazole	693-98-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
187	ブチル=4-ヒドロキシベンゾアート Butyl 4-hydroxybenzoate (Butylparaben)	94-26-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
188	スズ, ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-O,O')-, (OC-6-11)- Dibutylbis(pentane-2,4-dionato-O,O')tin	22673-19-4	構成成形品質量中の含有率1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
			ただし表1に示すジブチルスズ化合物の含有禁止基準以外に適用	
189	テトラエチレングリコールジメチルエーテル Bis(2-(2-methoxyethoxy)ethyl)ether	143-24-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
190	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタナン、ジオクチル、ビス(ココアシロキシ)誘導体及びその他の全てのスタナン、ジオクチル、ビス(脂肪族アシルオキシ)誘導体ただし脂肪族アシルオキシ部分の炭素数が主に C12 であるもの Diocetyl tin dilaurate, stannane, dioctyl-, bis(coco acyloxy) derivs., and any other stannane, dioctyl-, bis(fatty acyloxy) derivs. wherein C12 is the predominant carbon number of the fatty acyloxy moiety	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし表1に示すジオクチルスズ化合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
191	1,4-ジオキサン 1,4-dioxane	123-91-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
192	2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1,3-ジオール(BMP); 2,2-ジメチルプロパン-1-オール、トリプロモ誘導体/ 3-ブromo-2,2-ビス(ブロモメチル)-1-プロパノール(TBPA); 2,3-ジブromo-1-プロパノール(2,3-DBPA) 2,2-bis(bromomethyl)propane-1,3-diol (BMP); 2,2-dimethylpropan-1-ol, tribromo derivative/3-bromo-2,2-bis(bromomethyl)-1-propanol (TBPA); 2,3-dibromo-1-propanol (2,3-DBPA)	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
193	2-(4-tert-ブチルベンジル)プロピオンアルデヒドおよびその個々の立体異性体 2-(4-tert-butylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
194	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール 4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol	77-40-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
195	グルタルアルデヒド Glutaral	111-30-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
196	中鎖塩素化パラフィン(MCCP) 炭素鎖の長さがC 14 から C 17 までの範囲にある直鎖状クロロアルカン 80%以上からなる UVCB 物質 Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP) UVCB substances consisting of more than or equal to 80% linear chloroalkanes with carbon chain lengths within the range from C14 to C17		構成成形品質量における含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
197	ホウ酸、ナトリウム塩 orthoboric acid, sodium salt	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
198	フェノール、オリゴマー化による C 12 に富む分枝アルキル鎖を有するアルキル化生成物(主にパラ位)で、任意の個々の異性体および/またはそれらの組合せを包含する(PDDP) Phenol, alkylation products (mainly in para position) with C12-rich branched alkyl chains from oligomerisation, covering any individual isomers and/ or combinations thereof (PDDP)	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
199	個々の異性体及び/又はその組み合わせのすべてを包含する(±)-1,7,7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ビスシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン(4-MBC) (±)-1,7,7-trimethyl-3-[(4-methylphenyl)methylene]bicyclo[2.2.1]heptan-2-one covering any of the individual isomers and/or combinations thereof (4-MBC)	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
200	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール) 6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol	119-47-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
201	ホスホロジチオ酸 O-(イソプロピル又はイソブチル又は2-エチルヘキシル) O-(イソプロピル又はイソブチル又は2-エチルヘキシル) S-(トリシクロ[5.2.1.0 ^{2,6}]デカ-3-エン-8(or9)-イル)S- (tricyclo(5.2.1.0 ^{2,6})deca-3-en-8(or 9)-yl) O- (isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) O- (isopropyl or isobutyl or 2ethylhexyl) phosphorodithioate	255881-94-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
202	[トリス(2-メトキシエトキシ)](ビニル)シラン tris(2-methoxyethoxy)vinylsilane	1067-53-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
203	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)	—	意図的添加 ただし、表1の「PFOS/PFOS 類縁化合物」、「PFOA、その塩および PFOA 関連化合物」、「C9-C14 PFCA _s 、その塩および C9-C14 PFCA _s 関連物質」、「PFHxS、その塩、及び PFHxS関連物質」の含有禁止基準以外に適用	米国 有害物質規制法 (TSCA) 等
204	N-メチロールアクリルアミド 別名: N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド N-(hydroxymethyl)acrylamide	924-42-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
205	1,1'-[エタン-1,2-ジイルビスオキシ]ビス[2,4,6-トリブロモベンゼン] 1,1'-[ethane-1,2-diylbisoxo]bis[2,4,6-tribromobenzene]	37853-59-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
206	2,2',6,6'-テトラブロモ-4,4'-イソプロピリデンジフェノール 2,2',6,6'-tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol	79-94-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
207	4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノールS) 4,4'-sulphonyldiphenol (Bisphenol S)	80-09-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える ただし、表1 No.061に示す 4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノール S)の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
208	メタホウ酸バリウム(ビス(ジオキソホウ酸)バリウム) Barium diboron tetraoxide	13701-59-2	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
209	個々の異性体および/またはそれらの組み合わせのいずれかをカバーするテトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate covering any of the individual isomers and/or combinations thereof Bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate	26040-51-7	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
210	4-ヒドロキシ安息香酸イソブチル Isobutyl 4-hydroxybenzoate	4247-02-3	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
211	メラミン Melamine	108-78-1	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
212	ペルフルオロヘプタン酸及びその塩 ペルフルオロヘプタン酸アンモニウム ペルフルオロヘプタン酸カリウム ペルフルオロヘプタン酸 ペルフルオロヘプタン酸ナトリウム Perfluoroheptanoic acid and its salts Ammonium perfluoroheptanoate potassium perfluoroheptanoate Perfluoroheptanoic acid Sodium perfluoroheptanoate	6130-43-4 21049-36-5 375-85-9 20109-59-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
213	2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルフォリンと 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロピル)モルフォリンを構成要素とする物質 reaction mass of 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(1,1,1,2,3,3,3-heptafluoropropan-2-yl)morpholine and 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(heptafluoropropyl)morpholine	-	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
214	ジフェニル-2, 4, 6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド Diphenyl(2,4,6-trimethylbenzoyl) Phosphine oxide	75980-60-8	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
215	4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン Bis(4-chlorophenyl) sulphone	80-07-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
216	殺生活性物質 Biocidal Active Substances	-	殺生活性(有害生物に対する作用)を有する物質である 注釈3を参照	BPR 規則
217	ブメトリゾール (UV-326) Bumetrizole (UV-326)	3896-11-5	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
218	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール (UV-329) 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol (UV-329)	3147-75-9	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
219	2-(ジメチルアミノ)-2-[(4-メチルフェニル)メチル]-1-[4-(モルフォリン-4-イル)フェニル]ブタン-1-オン 2-(dimethylamino)-2-[(4-methylphenyl)methyl]-1-[4-(morpholin-4-yl)phenyl]butan-1-one	119344-86-4	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
220	2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物 Oligomerisation and alkylation reaction products of 2-phenylpropene and phenol	—	構成成形品質量中の含有率が ¹ 1000ppmを超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

【表 2 に関する注釈】

- 1) 管理報告内容
 - ・納入品及び包装材が、表 2 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握・管理し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告する。
- 2) 含有率算出の考え方について
 - ・本項目において、含有率算出の分母は校正成形品の質量とする。
 - 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。
- 3) 殺生活性物質について
 - 以下アクセス先・URL の殺生活性物質が記載されているデータベースで、物質の CAS No を検索し、記載有無を報告する。
 - アクセス先: ECHA HP→INFOMATION ON CHEMICALS→BPR) Biocidal Active Substances
 - URL: Information on biocides – ECHA (europa.eu)
- 4) 「対象となる条件」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。

3.含有管理物質

表 3 : 含有管理物質(注釈 1, 2)

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	備考
001	臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, HBCDDs)	—	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質: 表 3a
002	ポリ塩化ビニル (PVC) Polyvinyl Chloride (PVC)	—	意図的に添加されている場合、当該物質を含有する均質材料質量を管理	
003	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs)	—	意図的に添加されている場合、含有量を管理 ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	詳細物質: 注釈 3
004	難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、 非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)	—	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質: 注釈 4

【表 3 に関する注釈】

- 1) 記録管理内容
 - 納入品が表 3 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理する。
- 2) 含有率算出の考え方について
 - 本項目において、含有率算出の分母は対象物品の総質量とする。
 - 複合物質または材料の場合には、次の物を均質材料とする。
 - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
 - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
例)塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態
樹脂ポリマーは、成形後の状態
ガラス及びセラミックの成形後の状態
 - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
 - 包装材の場合には、段ボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
 - 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。
- 3) 発癌性物質(Carc.)、変異原性物質(Muta.)、生殖毒性物質(Repr.) (CMRs)とは、以下の URL に示す REGULATION (EC) No 1272/2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2 及び COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 Annex III(1)(2)において Carc. 1A/1B, Muta. 1A/1B, Repr. 1A/1B 及び Carc. Cat. 1,2, Muta. Cat. 1,2, Repr. Cat. 1,2 に分類される物質を対象とする。

REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 16 December 2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272>

【外部リンク】

COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 of 5 June 2014 Annex III(1)(2)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014R0605>

【外部リンク】

- 4) 難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)とは、REACH 規則の第 57 条が規定する条件を満たした物質を対象とする。

表 3a : 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)(英語名を正式とする)	CAS No.	
ISO1043-4 コード番号 FR(14)[脂肪族/脂環式臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(15)[脂肪族/脂環式臭素化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(16)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(17)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls in combination with antimony compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(22)[脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	—
ポリ(2,6-ジブロモフェニレンオキシド)	Poly(2,6-dibromo-phenylene oxide)	69882-11-7
テトラデカブロモ-P-ジフェノキシベンゼン	Tetra-decabromo-diphenoxy-benzene	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン	1,2-Bis(2,4,6-tribromo-phenoxy)ethane	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBA)	79-94-7
TBBA (構造特定せず)	TBBA, unspecified	30496-13-0
TBBA (エピクロロヒドリンオリゴマー)	TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
TBBA (TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	TBBA-TBBA-diglycidyl-ether oligomer	70682-74-5
TBBA (炭酸オリゴマー)	TBBA carbonate oligomer	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップ	TBBA carbonate oligomer, phenoxy end capped	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリブロモフェノールターミネイテッド	TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
TBBA ビスフェノール A ホスゲンポリマー	TBBA-bisphenol A-phosgene polymer	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップ	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	139638-58-7
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップ	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	135229-48-0
TBBA-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBA-(2,3-dibromo-propyl-ether)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	TBBA bis-(2-hydroxy-ethyl-ether)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	TBBA-bis-(allyl-ether)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	TBBA-dimethyl-ether	37853-61-5
テトラブロモビスフェノール S	Tetrabromo-bisphenol S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBS-bis-(2,3-dibromo-propyl-ether)	42757-55-1
2,4-ジブロモフェノール	2,4-Dibromo-phenol	615-58-7
2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromo-phenol	118-79-6
ペンタブロモフェノール	Pentabromo-phenol	608-71-9
2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	2,4,6-Tribromo-phenyl-allyl-ether	3278-89-5
トリブロモフェニルアリルエーテル (構造特定せず)	Tribromo-phenyl-allyl-ether, unspecified	26762-91-4
テトラブロモフタル酸ジメチル	Bis(methyl)tetrabromo-phthalate	55481-60-2
テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethylhexyl)tetrabromo-phthalate	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラブロモフタレート	2-Hydroxy-propyl-2-(2-hydroxy-ethyl)-ethyl-TBP	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	TBPA, glycol-and propylene-oxide esters	75790-69-1

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)(英語名を正式とする)		CAS No.
N,N'-エチレン-ビス-(テトラブromo-フタルイミド)	N,N'-Ethylene-bis-(tetrabromo-phthalimide)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6-ジブromoノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	Ethylene-bis(5,6-dibromo-norbornane-2,3-dicarboximide)	52907-07-0
2,3-ジブromo-2-ブテン-1,4-ジオール	2,3-Dibromo-2-butene-1,4-diol	3234-02-4
ジブromoネオペンチルグリコール	Dibromo-neopentyl-glycol	3296-90-0
2,3-ジブromoプロパノール	Dibromo-propanol	96-13-9
トリブromo-ネオペンチルアルコール	Tribromo-neopentyl-alcohol	36483-57-5
ポリトリブromoスチレン	Poly tribromo-styrene	57137-10-7
トリブromoスチレン	Tribromo-styrene	61368-34-1
ジブromo-スチレン、PP グラフテッド	Dibromo-styrene grafted PP	171091-06-8
ポリジブromoスチレン	Poly-dibromo-styrene	31780-26-4
ブromo/クロロパラフィン類	Bromo-/Chloro-paraffins	68955-41-9
ブromo/クロロアルファオレフィン	Bromo-/Chloro-alpha-olefin	82600-56-4
ブromoエチレン	Vinylbromide	593-60-2
トリス(2,3-ジブromoプロピル)イソシアヌル酸	Tris-(2,3-dibromo-propyl)-isocyanurate	52434-90-9
トリス(2,3-ジブromoフェニル)フォスフェート	Tris(2,4-dibromo-phenyl) phosphate	49690-63-3
トリス(トリブromo-ネオペンチル)フォスフェート	Tris(tribromo-neopentyl) phosphate	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	Chlorinated and brominated phosphate ester	125997-20-8
ペンタブromoトルエン	Pentabromo-toluene	87-83-2
ペンタブromoベンジルブromid	Pentabromo-benzyl bromide	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	1,3-Butadiene homopolymer, brominated	68441-46-3
ペンタブromoベンジルアクリレートモノマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, monomer	59447-55-1
ペンタブromoベンジルアクリレートポリマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, polymer	59447-57-3
デカブromoジフェニルエタン	Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
トリブromoビスフェニルマレインイミド	Tribromo-bisphenyl-maleinimide	59789-51-4
臭素化トリメチルフェニルリンデン	Brominated trimethylphenyl-lindane	—
その他の臭素系難燃剤	Other Brominated Flame Retardants	—
テトラブromoシクロオクタン	Tetrabromo-cyclo-octane	31454-48-5
1,2-ジブromo-4-(1,2-ジブromoメチル)シクロヘキサン	1,2-Dibromo-4-(1,2-dibromo-methyl)-cyclo-hexane	3322-93-8
TBPA Na ソルト	TBPA Na salt	25357-79-3
テトラブromoフタル酸無水物	Tetrabromo phthalic-anhydride	632-79-1
オクタブromo-1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン (FR-1808)	Octabromo-1,1,3-trimethyl-1-phenylindane (FR-1808)	155613-93-7

4. 製造時使用禁止物質

表 4 : 製造時使用禁止物質

製造時使用禁止物質	備考
表 1b に示すオゾン層破壊物質	<ul style="list-style-type: none">・下記用途で使用される場合を除く<ul style="list-style-type: none">- 分析・測定及び商品開発などの直接の製造工程以外に使用される場合- 冷凍機・空調機に使用される場合 ・下記物質を対象物質から除く<ul style="list-style-type: none">- 表 1b 注釈 1 記載の物質:<ul style="list-style-type: none">・HCFC 類*・特定ハロン類のハロン-1202・ブromoエタン(臭化エチル)・1-ブromoプロパン(臭化 n プロピル)・トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)・クロロメタン(塩化メチル) <p>*HCFC 類を使用する場合は、排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めること。</p>

5. 電池に関する事項

5.1 電池に関する基準

電池には FDK が購入するものと FDK で生産するものが存在し、「電池本体」と「電池部材」で基準が異なる。

「電池本体」は表 6、「電池部材」は表 1 に示す物質と基準を満足させるものとする。

電池本体で表 6 に取り上げていない物質や包装材に関しては、表 1 に示す物質と基準を遵守する。
(表 5 参照)

基準は、含有率算出時の分母を考慮して、より厳しい値に従う。

表 6 は EU 電池指令と各国関連法規に加え、EU RoHS 指令の物質も対象としている。

EU RoHS 指令は電池を対象としていないが、FDK(株)の環境方針として適用させている。

EU RoHS 指令の適用除外に関しては 5.2 項で説明する。

表 5 電池に関する基準

電池		包装材 (分母は均質材料質量)
電池本体 (分母は電池質量)	電池部材および表 6 以外の物質 (分母は均質材料質量)	
表 6	表 1	表 1

表 6 電池本体に関する基準

物質名	対象範囲	基準(注釈 2)	基準分母	主な引用法令
水銀	全ての電池	意図的添加禁止または 1ppm 以下	電池	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
カドミウム	マンガン電池(ボタン形を除く) アルカリマンガン電池(ボタン形を除く) ニッケル水素二次電池(ボタン形を除く)	10ppm 以下		[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation)
	上記以外の電池	20ppm 以下		[EU] EU Battery Directive 2006/66/EC; [Korea (the Republic of)] Consumer Protection Law
鉛	アルカリマンガン電池(ボタン形を含む)	40ppm 以下		[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [China] GB24427-2021
	空気亜鉛ボタン電池 1 寸法 5cm 未満の電池(注釈 3)	500ppm 以下		[China] GB24427-2021; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
	携帯型電池(注釈 1) 空気亜鉛ボタン電池(注釈 1)	100ppm 以下		[EU] Battery Regulation (EU) 2023/1542
	上記以外の電池(鉛蓄電池を除く)	1,000ppm 以下		[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
六価クロム	全ての電池	1,000ppm 以下		[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
PBB		4 物質の合計が 1000ppm 以下		[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
PBDE				
DEHP				
BBP				
DBP				
DIBP				

【表 6 に関する注釈】

- 1) 空気亜鉛ボタン電池を除く全ての電池は 2024/2/18、空気亜鉛電池は 2028/2/18 を FDK 適用日とする。
(法律上の規制開始日は、空気亜鉛ボタン電池を除く全ての電池は 2024/8/18、空気亜鉛ボタン電池は 2028/8/18)
また、携帯型電池は EU 電池規則 第 3 条の定義をご参照ください。
- 2) 表 6 の基準を満たせない物質は、速やかに FDK(株)に報告すること。FDK は顧客要求及び仕向地の法令を確認・遵守し、対応を協議する。
- 3) 子供が口に入れる可能性がある、1 寸法が 5cm 未満、あるいはそのサイズで着脱可能または突出部位がある電池。

5.2 EU RoHS 適用除外について

EU RoHS Annex III に適用除外の一覧がある。これらは指令上 Annex I (表 7) の電気電子機器に対して適用できるものであるが、FDK(株)としては、表 7 の電気電子機器に組み込まれることを想定して電池本体及び電池部材に対しても適用することができると解釈している。

適用除外には、電気電子機器のカテゴリー毎に有効期限が設定されているが、電池本体は表 7 の No.11 に該当するものとし、対処する。

電池部材は、組み込むことが想定できる No.1~10 のカテゴリー、想定できないものに関しては No.11 に該当するものとし、対処する。

表 7 EU RoHS 対象製品のカテゴリー

No.	製品カテゴリー	サブカテゴリー
1	大型家庭用電気製品	
2	小型家庭用電気製品	
3	IT 及び通信機器	
4	民生用機器	
5	照明機器	
6	電動工具	
7	玩具、レジャー、スポーツ機器	
8	医療機器	医療機器
		体外診断用医療機器
9	監視及び制御装置	監視及び制御装置
		産業用監視及び制御装置
10	自動ディスペンサー	
11	上記に該当しないその他の電気・電子機器	

【改訂履歴】

2015年2月16日	第1版	全面改定 富士通(株)の富士通グループ指定化学物質リストに基づき、一部 FDK 独自の要求事項を追加した指定化学物質リストとした。これにより、従来の指定化学物質リストを廃止し、これに置き換える。
2015年2月20日	第2版	含有禁止物質(5物質)の基準変更および1物質名変更 含有報告物質(1物質)の基準変更および5物質追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.3版)による-
2015年9月1日	第3版	用語の定義の追加 含有禁止物質の基準変更(1物質)および5物質追加 表1eの変更(除外用途の有効期限追加およびPFOA削除) 含有報告物質(2物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.4版)による-
2016年3月1日	第4版	含有禁止物質1物質追加と2物質基準変更 含有報告物質(2物質)基準変更 含有報告物質(5物質)追加 表1eの失効済み除外用途削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.5.1版)による-
2016年9月1日	第5版	含有報告物質(1物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.6版)による-
2016年12月5日	第6版	含有禁止物質(フタル酸エステル類4物質)の発効日変更 箇条5を全面改訂
2017年3月31日	第7版	含有禁止物質の基準変更(1物質)および2物質追加 含有報告物質(4物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.7版)による- 表6:鉛の主な引用法律を変更 箇条5:RoHS指令適合の文章を変更
2017年10月10日	第8版	含有禁止物質の基準変更(1物質) 含有報告物質(1物質)追加 表1eの除外用途変更 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.8版)による-
2018年5月15日	第9版	含有禁止物質の基準変更(5物質) 含有報告物質(7物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.9版)による-
2018年9月26日	第10版	表1の含有禁止物質1物質削除、1物質追加 表1eの除外用途の変更 表2の含有報告物質(10物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.0版)による-

2019年8月19日	第11版	含有禁止基準の一部変更 含有禁止物質に1物質群を追加 含有報告物質の表2を全面改定 表6の一部変更 5項の一部変更 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.1版、第3.2版)による-
2019年11月6日	第12版	表1eの除外用途”8(b)”及び”15”削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.3版)による-
2020年6月1日	第13版	表1e:PFOA/PFOS類縁化合物の除外用途削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.4版)による-
2020年12月21日	第14版	表1e:除外用途の有効期限一部修正 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.5版)による-
2021年6月28日	第15版	表1:含有禁止物質に(3物質追加)(1物質一部変更) 表1e:除外用途の有効期限一部修正 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.6版)による-
2021年11月15日	第16版	表1の一部を変更 -富士通化学物質含有規制適合要求共通仕様書(39版)による-
2022年6月1日	第17版	表1:含有禁止物質3種類の基準変更、1物質追加 表1e:含有禁止の除外用途にPFCAs、その塩およびPFCA関連物質を追加、水銀/水銀化合物を削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.8版)による-
2022年9月12日	第18版	表1:含有禁止物質に1物質追加 表2:表記を外部リンク方式から表記方式に変更 表2:含有報告物質の7物質について、対象となる条件に追記 表2:含有報告物質に1物質追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.9版)による-
2022年12月1日	第19版	表1:含有禁止物質に1物質追加 表2:含有報告物質に1物質追加 表2:含有報告物質の1物質についてCAS-No.追加 表1:含有禁止物質の2物質について適用時期の一部削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第4.0版)による-

2023年7月24日	第20版	<p>表1:No.050「フタル酸ジイソブチル」の備考と主な引用法律を追加。</p> <p>表1:No.061「4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノール S)」を追加</p> <p>表1:No.053「4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノール A」の誤記を修正</p> <p>表1:No.006「水銀/水銀化合物」の備考から「除外用途:表1e」を削除</p> <p>表1:No.031「2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール」の主な引用法律に「米国 TSCA」を追加</p> <p>表1:No.058「C9-C14 PFCA_s」の備考を一部削除</p> <p>表1: No.060「MOAH,MOSH」の備考を一部削除</p> <p>表1e:適用除外の更新(FDK製品での実績調査結果の反映)</p> <p>表1e:「適用範囲と適用日」追加、注釈2に「RoHSの適用除外のうち、一部カテゴリで有効期限を超過したものが存在するが」追記</p> <p>表1e:注釈3を追加。</p> <p>表2:No.068「ペルフルオロトリデカン酸」、No.069「ペルフルオロドデカン酸」、No.070「ペルフルオロウンデカン酸」、No.071「ペルフルオロテトラデカン酸」、No.144「ペルフルオロノナン酸およびそのナトリウム塩及びアンモニウム塩」、No.151「ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩及びアンモニウム塩」の一部物質名と対象となる条件の修正・追記、主な引用法律に「制限」を追加。</p> <p>表2:No.155「クリセン」のCAS No.の一部を削除</p> <p>表2:No.205「1,1'-[エタン-1,2-ジイルビスオキシ]ビス[2,4,6-トリプロモベンゼン]」、No.206「2,2',6,6'-テトラプロモ-4,4'-イソプロピリデンジフェノール」、No.207「4,4'-スルホニルジフェノール」、No.208「メタホウ酸バリウム」、No.209「個々の異性体および/またはそれらの組み合わせのいずれかをカバーするテトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」、No.210「4-ヒドロキシ安息香酸イソブチル」、No.211「メラミン」、No.212「ペルフルオロヘプタン酸及びその塩」、No.213「2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンと2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンを構成要素とする物質」、No.214「ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド」、No.215「4,4'-ジクロロジフェニルスルホン」を追加</p> <p>表5:表現修正「のもの」→「であること」</p> <p>表5:主な引用法律に「表5の対象となる条件では最も厳しい値を示している」追記</p> <p>表6:水銀、カドミウム、鉛の主な引用法律を「EU RoHS および表5の対象となる条件の値のうち、分母(均質材料中の重量、電池に対する重量)を考慮して、より厳しい値に従う」に修正</p>
2024年2月8日	第21版	<p>【用語の定義】に「5. 購入電池及び電池部材に関する事項」5から「電池」、「購入電池」、「電池部材」を移動。「包装材」、「副資材」、「生産補助剤」、「意図的添加禁止」を追加。「素材」を「均質材料」に統一。</p> <p>表1全般:表現の補足。電池本体/包装材等での区分。電池本体は5項参照。</p> <p>表1:No.006「水銀/水銀/水銀化合物の包装材以外の含有禁止基準を修正。</p> <p>表1:No.008「PFOS/PFOA 類緑化合物」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表1:No.013「短鎖塩化パラフィン(C10-C13)」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表1:No.015「トリブチルスズ=オキシド (TBTO)」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表1:No.056「リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))」の備考の日付を FDK 適用日(法</p>

		<p>律上の規制開始日から6ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表1:No.058「C9-C14 PFCAs」の備考の日付をFDK適用日(法律上の規制開始日から6ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表1:No.060「MOAH,MOSH」の備考の日付をFDK適用日(法律上の規制開始日から6ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表1:No.062「ハロゲン系難燃剤」、No.063「デクロランプラス」、No.064「UV-328」、No.065「メキシクロル」追加。</p> <p>表1:注釈5に「備考」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。</p> <p>表1e:注釈1と注釈3を表の上に移動し、注釈番号削除。</p> <p>表1e:既に超過した有効期限を削除。</p> <p>表1e:除外用途の「(注釈1)」を削除。</p> <p>表1e:「適用範囲と適用日」欄に「(注釈1)」追加。記載の日付をFDK適用日(原則、法律規制開始日の6ヶ月前)に修正。</p> <p>表1e:「引用法律」欄を追加。法律上の規制開始日を並記。</p> <p>表1e:注釈1に「適用範囲と適用日」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)。「引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。注釈2の内容を注釈1に統合し、表現修正。</p> <p>表2:No.068,069,070,071,144,151の「備考」欄の日付をFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)に修正。「主な引用法律」欄に法律上の規制開始日を並記。</p> <p>表2:No.137「フッ化カドミウム」に価数「(II)」追加。</p> <p>表2:No.139「UV-328」、No.160「デクロランプラス」削除。</p> <p>表2:No.213「2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルホリンと2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンを構成要素とする物質」の誤記を修正。</p> <p>表2:No.216「殺生活性物質」、No.217「ブメトリゾール」、No.218「2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール」、No.219「2-(ジメチルアミノ)-2-[[4-メチルフェニル]メチル]-1-[4-(モルフォリン-4-イル)フェニル]ブタン-1-オン」、No.220「2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物」追加。</p> <p>表2:注釈3に「殺生活性物質」の確認方法追加。</p> <p>表2:注釈4に「対象となる条件」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。</p> <p>5項:「購入電池及び電池部材に関する事項」を「電池に関する事項」に修正。</p> <p>5項:レイアウトを全体的に修正。表6を電池本体、電池部材は表1を基準とし、矛盾がないよう修正。</p> <p>旧表5:「購入鉛電池は適用外」を表6「鉛“蓄”電池を除く」と明確にした。</p> <p>表5:カドミウム「ニッケル・カドミウム電池(使用禁止)」を削除。</p> <p>表6:EU電池規則に基づき、鉛基準追加。</p> <p>表6:注釈1に、EU電池規則に基づく鉛基準のFDK適用日(原則、各国法律規制開始日の6ヶ月前)および法律上の規制開始日を追加。携帯型電池の定義の参照先を追加。</p>
--	--	--

		<p>表 6:注釈 2 に、基準を満たせない場合の対応を追加。</p> <p>「5. 電池に関する事項」に EU RoHS の適用除外と有効期限の考え方として「5.2 EU RoHS 適用除外について」追加。</p>
--	--	--